

# 文化的施設整備事業

## 直接請求とその後に関する町広報紙・高知新聞記事

### ③ 住民投票条例の制定（直接請求）及び請負契約関係 [ 令和5年9月議会定例会関係 ]

③ 直接請求とその後に関する町広報紙・高知新聞記事 ※④-⑥-(2)との重複あり

#### 【町広報紙】

- ▶ 令和5年10月号「令和5年9月四万十町議会定例会／町長行政報告」 . . . . . 1
- ▶ 令和5年11月号「文化的施設整備事業の今後の対応について」 . . . . . 2
- ▶ 令和5年12月号「文化的施設整備事業／9月議会定例会での審議内容」 . . . . . 4
- ▶ 令和6年1月号「令和5年12月四万十町議会定例会／町長行政報告」 . . . . . 6
- 〃 「文化的施設整備事業に係る今後の対応について」 . . . . . 7

#### 【高知新聞】

- ▶ R05.08.05 「文化的施設 住民投票を～住民ら直接請求へ署名提出～」 . . . . .
- ▶ R05.08.31 「文化的施設規模 住民投票で～住民5人 条例制定直接請求～」 . . . . .
- ▶ R05.09.14 「町長 住民投票疑問視～条例案に意見～」 . . . . .
- ▶ R05.09.16 「住民投票条例を可決～文化的施設規模問う～」 . . . . .
- ▶ R05.09.21 「文化的施設の蔵書 8.2万冊目標に計画」 . . . . .
- ▶ R05.09.23 「文化的施設「休止」～再議で住民投票廃案、工事契約も否決～」 . . . . .
- ▶ R05.10.12 「文化的施設否決 議会に抗議～推進5団体 意見交換求める～」 . . . . .
- ▶ R05.10.25 「文化的施設 2団体が議会に抗議～意見書を提出～」 . . . . .
- ▶ R05.11.01 「文化的施設 賛否双方で論議を～住民団体が要望書～」 . . . . .
- ▶ R05.11.07 「文化的施設の請負否決 土木団体も議会に抗議」 . . . . .
- ▶ R05.11.16 「町議会 町民と対話へ～文化的施設で意見交換～」 . . . . .
- ▶ R05.12.01 「図書館論争（地空／窪川支局長）」 . . . . .
- ▶ R05.12.06 「町議と町民 意見交換～文化的施設の否決巡り～」 . . . . .
- ▶ R05.12.07 「文化的施設再検討へ～町長 来春に方針～」 . . . . .
- ▶ R05.12.14 「文化的施設 町長が町民と議論へ」 . . . . .
- ▶ R06.01.26 「軽々に行使すべきでない再議権」 . . . . .
- ▶ R06.02.09 「<sup>旧</sup>県史資料不明多数・<sup>旧</sup>県史資料保存人材が不足」 . . . . .
- ▶ R06.02.16 「文化的施設計画を断念～特例債期限内難しく～」 . . . . .
- ▶ R06.02.29 「十和地域に図書館必要～分館検討委が始動～」 . . . . .
- ▶ R06.03.05 「声ひろば／図書館は民主主義の砦／司書 山重壮一氏」 . . . . .
- ▶ R06.03.07 「議会／行政報告／文化的施設整備事業の中止」 . . . . .
- ▶ R06.03.14 「文化的施設 再検討せず～四万十町長「任期中はない」～」 . . . . .
- ▶ 〃 「図書館で揺れる町（地空／窪川支局長）」 . . . . .
- ▶ R06.03.15 「図書館十和分館 現本館と連携へ」 . . . . .
- ▶ R06.03.19 「声ひろば／四万十町の文化を考える／入交啓氏」 . . . . .

著作権等の都合により記事の掲載なし

R06.03.22

企画課文化的施設整備推進室

令和5年 第3回

# 四万十町議会 定例会 町長行政報告

## 直接請求による住民投票条例について

7月24日に四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問うための住民投票条例の制定の請求を行うため、条例制定請求代表者証明書の交付申請書が町長宛に提出されました。

町選挙管理委員会において、直接請求代表者が選挙人名簿に登録されていることなどを確認しましたので、7月28日に条例制定請求代表者証明書を交付し、同日から条例制定請求代表者による署名収集が行われたところです。

8月4日に選挙管理委員会へ署名簿が提出され、選挙管理委員会が8月5日から8月21日まで審査をし、8月22日から8月28日までの7日間縦覧を行い、その縦覧期間中に異議の申出がありませんでしたので、8月29日に有効署名総数782名と確定して、その旨記載した署名簿を直接請求代表者へ返付しています。

8月30日には条例制定請求代表者から署名簿および証明書を添えて条例制定請求書の提出がありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、議案第45号として条例案ならびに町長の意見を付して今議会へ付議をしたところです。

## 文化的施設整備事業について

文化的施設整備事業については、昨年12月の議会定例会において、施設本体の建築工事費などを含む令和6年度までの総事業費（継続費の増額補正）について議決をいただいたことから、令和6年度中の開館を目指して整備を進めているところです。

施設本体の実施設設計については、昨年10月に一旦完了していましたが、入札を実施するにあたり実施設計後における資材価格の高騰などを反映する必要があることから、本年5月より積算単価の更正などを行ってきたところです。その作業も6月末に完了し、最新の積算単価による設計金額が確定しました。その結果、昨年10月時点での設計金額と比較した場合、一定の価格高騰は見られたものの、想定範囲内であったことから、昨年10月の実施設計をもとに、資材価格の高騰などを見込んで計上した継続費予算の範囲内での設計金額となっています。

また、建設予定地に係る民有地の取

得については、土地収用法に基づく事業の認定を受けるため、高知県知事に対し本年4月に認定申請を行い、6月下旬に認定となりました。この認定をもって所轄税務署に対し「譲渡所得等の課税の特例に関する事前協議」の申し入れを行ったところ、7月に協議が完了しています。この事前協議の結果を受け、2名の地権者に対し土地売買の申し入れを行ったところ、それぞれ承諾をいただいたことから、土地売買に係る契約を締結し、建設用地の確保に至りました。

これを受け、7月24日付で施設本体の建築工事に係る入札公告を行い、8月24日に入札を実施しました。その結果、施設本体の建築工事のうち、建築主体および機械設備工事については落札者が決定し、今議会に工事請負契約の締結議案を提案しているところですが、電気設備工事については参加者全てが最低制限価格を下回ったことから失格となり、不落となりました。このため、電気設備工事については、不落となった原因の究明などを行ったうえで、再度の入札を行うこととしており、早急に準備を進めているところです。

7月25日から実施している文化的施設の愛称募集については、9月12日現在で全国から約500件の応募をいただいています。応募期間は9月22日までとしていますので、まだ応募をされていない町民の皆さまにおかれまして

は、ぜひとも素敵な愛称をご応募いただくようお願いいたします。

## 農業・畜産業関係大型事業の完成、稼働について

令和4年度に国の事業採択を受け、JA高知県が事業主体となり総事業費6億4,978万円をかけて整備してきました「強い農業づくり総合支援事業」によるニラの集出荷施設については、令和5年7月に全ての工事が完了し、去る8月4日に神事並びに竣工式が執り行われ、現在は本格的な稼働を迎えています。これにより、四万十管内の生産者約70戸、22.5ヘクタールと幡多管内の黒潮町、四万十市、宿毛市の生産者約30戸、13ヘクタールの受け皿として、計量、結束、包装作業を一貫して行うことで年間約2,400トンの取扱いが可能となり、集出荷作業並びに販売流通経路の効率化が図られることから、今後より一層ニラ産地の振興のために農家所得の向上および経営の安定化を目指し取り組みます。

次に、「畜産競争力強化整備事業」についてですが、この事業は、四万十ポークブランド推進協議会が事業主体となり、志和地区の有限会社渡辺畜産へ養豚畜舎を整備したものです。令和2年度より県の大規模畜産施設整備事業の活用により土地造成工事に着手し、令和4年度より本体工事であります繁殖

# 文化的施設整備事業の今後の対応について

先日開催された9月の議会定例会では、「施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」の制定に関する議案と、「施設本体の建築工事に係る請負契約」に関する議案を提案し、審議していただきました。その結果、住民投票条例については「否決」となり、請負契約議案についても「否決」となりました。

今回はその結果を受け、本事業の行政としての今後の対応方針についてご説明します。

## 現時点での行政としての対応方針

現在の状況を踏まえると…

## 文化的施設整備事業は中止せざるを得ない

現在の図書館・美術館の課題はもとより、文化的施設の必要性や施設ができることで、町民の皆様と一緒に実現できるはずだったこの町の「未来」を考えると、決して事業の中止を望むものではなく、事業の継続の道を模索してきました。しかしながら、以下の理由により、これ以外に選択の余地がない状況となっています。

## 事業中止の判断理由

### 判断理由 1

これまでの経過や今議会での審議内容を踏まえると、白紙の状態から再度議論し直す必要がある

請負契約議案の「否決」という結果を受けた中で、本事業を進めるためには、請負契約議案を再度議会へ提案し、議決をいただく必要※がありますが、議会へ再提案するためには、契約事務のルール上、少なくとも設計変更が必要となります。

これまでご説明してきたとおり、現在お示ししている施設規模は、基本構想・基本計画に基づき「4つの機能を持つ複合施設」であることを前提に算定したものです。一方で、これまでの経過や今議会での審議内容を踏まえると、文化的施設の根幹に関わる施設規模に対して疑義が唱えられている状況となっています。そのため、設計変更だけで対応できるものではなく、事業のスタート地点まで立ち返り、白紙の状態から再度議論をする必要があると考えています。

※予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結する際には、議会の議決が必要となっています。

### 判断理由 2

再スタートを切るとしても、検討体制・合意形成方法・施設規模の算定根拠などの目処が立たない状況

現在お示ししている設計内容は、これまで6年の歳月をかけて文化的施設検討委員会や関係機関などと議論を深め、町民の皆様からもご意見をいただきながら、根拠に基づいて積み上げ、議会での議決を経て、まとめられたものです。そのため、白紙の状態から再スタートを切るとしても、これまでの合意形成の方法や検討体制、施設規模の算定根拠などについて再考が必要となりますが、その目処が立たない状況となっています。

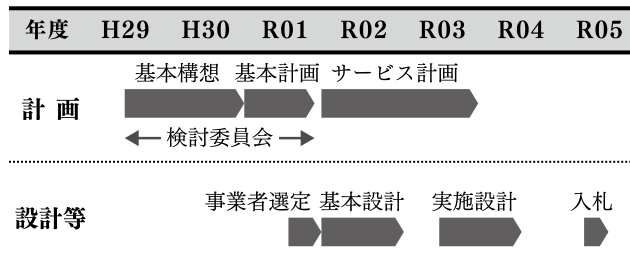
### 判断理由 3

見直しによる事業期間の延長に伴い、財源計画の再検討が必要

本事業は、町の実質的な負担を軽減できるよう「合併特例債」と「過疎債」という2種類の有利な財源（地方債）を活用する予定としています。しかし、財源の大部分を占める合併特例債の発行期限は目前（令和7年度末まで）に迫っていることから、見直しによる事業期間の延長に伴い、合併特例債を活用できなくなる可能性が非常に高くなっています。特に、美術館部分については、現在のところ合併特例債に代わる有利な財源が見当たらない状況であることから、財源計画の再検討が必要となります。

## これまでの検討経過

- 現在の図書館・美術館の老朽化といった課題の解決を求める声をきっかけに平成29年度より検討開始。
- 文化的施設は、図書館・美術館・展示・コミュニティの4つの機能を備える複合施設として計画。
- 「文化的施設検討委員会」の設置(H29~)を皮切りに、予算の議決はもとより、各種計画の策定、設計、意見公募手続きなど然るべき手順を踏んで、段階的に検討。
- 本年8月には入札を行い、本体工事の落札者が決定。



## 9月議会定例会の経過・審議結果

- 「施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例」の制定を求める直接請求が町民の方より提出されたことを受け、今議会へ提案。
- 通常の公共事業の手順と同様に、入札後、直近の議会である9月の議会定例会に施設本体の建築工事に係る請負契約議案を提案。

### 【審議結果】

#### 住民投票条例

**否決**

住民投票は  
実施しない

#### 請負契約議案

**否決**

契約が締結できず  
施設本体の建築工事に  
着手できない

## 残された課題と今後の対応

### 基本的な考え方

本事業のきっかけとなった現在の図書館・美術館の課題は、事業が中止となっても依然として残されたままとなります。残された課題への対応などについては、白紙の状態から改めて議論を行う必要があると考えています。また、再議論に当たっては、自治の担い手である町民の皆様と議会・行政が対等な立場に立ち、それぞれの役割と責任のもと、協働して進めていく必要があります。

### 対応方針の最終報告

この内容は、現時点での行政としての対応方針です。議会や関係者の方々からの意見なども踏まえた上で、最終的な方針は12月の議会定例会においてご報告させていただきます。

※関係する皆様への影響なども考慮し、行政としての対応方針をできるだけ早くお伝えする必要があります。と考える、最終報告の前に現時点での行政としての方針をご説明しています。

### 皆様へのメッセージ

本事業に携わっていただきました関係機関の皆様、町民の皆様、事業者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。また、施設の完成を心待ちにしていた町民の皆様に対しましては、このような状況になりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

詳しくはこちらの  
町公式ホームページをご覧ください

▶ 住民投票条例制定の  
直接請求について



▶ 文化的施設整備事業の  
今後の対応



【お問い合わせ先】 企画課 文化的施設整備推進室 TEL : 22-3124

# 9月議会定例会での審議内容

四万十町通信11月号では、関係する皆様への影響なども考慮し、行政としての対応方針を出来るだけ早くお伝えする必要がありと考え、最終報告の前に「行政としての今後の方針」についてご説明しました。

本事業に関する最終的な方針は、12月の議会定例会（行政報告）にてご報告しましたが、今月号ではその前提となる9月の議会定例会での審議内容について、ご説明します。

## 議案 住民投票条例

条例制定の「直接請求」を受け、9月の議会定例会へ提案しました。

### 解説 直接請求（条例の制定・改廃の場合）とは？

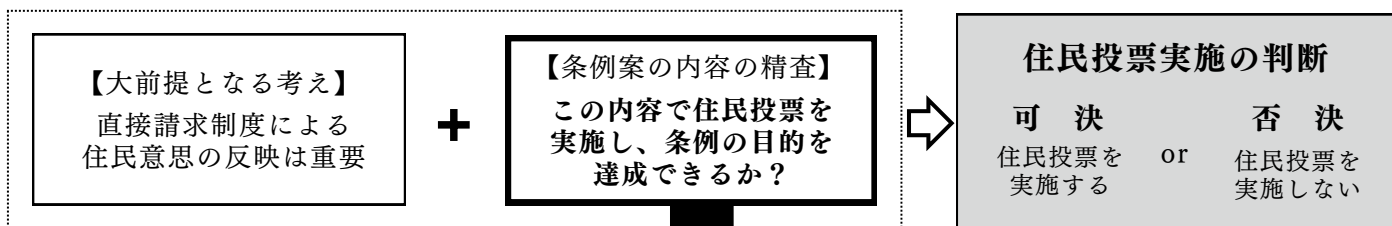
- ・地方自治法（第76条）に規定された間接民主制を補完する仕組みです。
- ・法で定められた手順に則り、50分の1以上の有権者の署名を集めることで、町民の方から条例の制定などを町長に請求することができます。

### ！ポイント

- ・条例制定の請求があった場合、町長は法令に従い20日以内に議会審議の際の判断材料となる「意見書」を付け、条例案を議会へ提案しなければなりません。
- ・制度上、議案の提案者は町長となりますが、制度の趣旨から考えて行政側が条例案を修正することは不適切であるため、請求代表者より提出のあった条例案そのものを議会で審議していただきます。

### 行政による意見書の内容

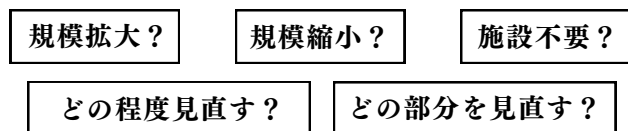
※直接請求の請求要旨及び条例案は町ホームページよりご覧ください。



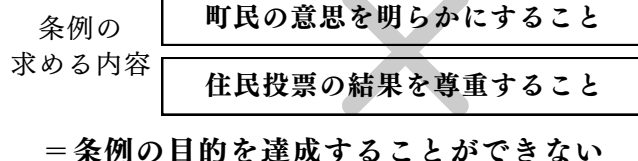
「条例の目的を達成できるか？」という視点で条例案を精査すると…

#### ① 「施設規模の見直し」の定義が曖昧

規模拡大も縮小も含め、「見直し」をするか・しないかを問う内容となっており、三者三様に解釈されてしまう内容となっている。

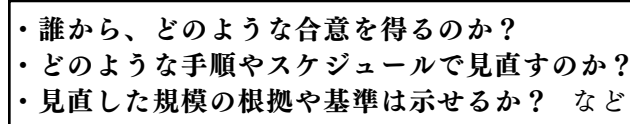


この内容で住民投票を実施して…

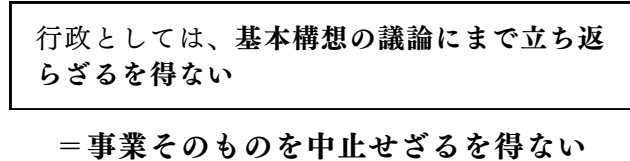


#### ② 「見直し」の根拠・方法などが不明確

然るべき手順で定めた計画に対し、見直しが必要な根拠や、見直す場合に誰が・どうやって見直すのかなどが不明確となっている。



この状態で規模を「見直す」となると…



### 【行政としての結論】

住民の意思を尊重することは重要だが、この内容、このタイミングで住民投票を実施することは、意義を見出し難く、実施すべきではない。

住民投票条例議案は、9月15日に審議が行われた結果、一旦は「可決」となりましたが、9月22日の再議による審議の結果、議案は「否決」となり、住民投票は実施しないこととなりました。  
※審議内容の詳細は、議会の議事録（ホームページ）や議会だよりをご覧ください。

### 解説 再議とは？

- ・通常、一度議決した議案は同じ議会の会期中に審議しないこととなっていますが、議会の議決に異議がある場合、例外的に町長が議会に対して再度審議及び議決を求めることができる、地方自治法に規定された制度です。
- ・条例の制定に関する議案を再議する場合、出席議員の3分の2以上の賛成によって可決となります。

### <再議に付した理由>

前述のとおり、行政としても「民意」を尊重すべき点は、議会と変わりありません。一方で「民意」を正確に把握し、尊重するためには、住民投票の実施により「条例の目的」が達成されることが重要となりますが、住民投票条例が可決された9月15日の審議は、町民の皆様からの請求を尊重しようとする余り、肝心な「条例の内容」についての議論や整理が不十分だったのではないかと考え、再議に付すこととしました。

### 住民投票の実施によって、条例の目的が達成されることが重要

条例の目的 = 施設規模の見直しを求めることについて、町民の意思を明らかにし、町政の民主的かつ健全な運営を図ること（条例案 第1条より抜粋）



条例の目的が達成されるかどうか、条例の内容に対する的確かつ冷静な判断が必要

9月15日の審議では、肝心な条例の内容に関する議論・整理が不十分



再度審議が必要と判断



再議の結果、住民投票条例議案は「否決」

## 議案 請負契約

通常の公共事業の手順と同様に、入札後、直近の議会である9月の議会定例会へ建築主体工事及び機械設備工事に関する請負契約議案を提案しました。

### 解説 請負契約議案とは？

- ・地方自治法では、重要な契約など、地方公共団体に重大な影響を及ぼす経済行為に関し、条例で定めたものについて、議会の議決を得ることが必要となっています。
- ・四万十町では「四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結する際に議会の議決が必要となっています。
- ・請負契約議案は、契約締結の是非について審議されるものであることから、契約金額や契約の相手方などが決まっている必要があるため、今回も入札による落札者の決定後、議会へ提案しました。

## 審議の経過と結果

9月22日の議会本会議において、住民投票条例の再議について審議された後、請負契約議案が審議されました。その中で「本事業が現在の状況・条件に合っているか、妥当かどうかを踏まえると、反対」とする反対討論と、「否定する合理的な理由はなく、瑕疵のない請負契約については賛成すべき」とする賛成討論があり、採決の結果、請負契約議案は否決となりました。

—次号では、12月の議会定例会でご報告した本事業の最終報告をお知らせします—

ることを決定し準備を進めていきます。

また、十和地区区長連絡協議会から頂いています意見も踏まえ、十川中学校を含む学校名の変更についても、統合に合わせて協議していく予定です。

スムーズな統合に向けて、また、児童が統合後の環境変化に対応できる体制などの整備、さらには小学校と中学校がそれぞれ1校となる十和地域の魅力ある教育環境の充実に努めていきますので、保護者をはじめ地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

今後適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すと共に、地域と共にある小学校の特質を踏まえながら、保護者などの同意や地域の理解を得て進めることとしています。

### 文化的施設整備事業に係る今後の対応について

文化的施設整備事業については、9月議会定例会において「施設本体の建築工事に係る請負契約議案」が審議され、その結果、否決となった

ことから、事業そのものが休止状態となつていくところですが、

こうした状況を受け、各事業者をはじめ関係する皆さまへの影響が多大であることから、「現段階では中止せざるを得ない」旨の対応方針をお示しし、ケーブルテレビ・町広報紙や区長会などを通じてお知らせしてきました。

一方で、関係機関などとの協議や調整を重ねるなど、事業の継続に向け模索してきましたが、残念ながら今日に至るまで打開策を見いだすに至らず、本年度中の工事着手はできないと判断しました。

しかし、これまで多くの方々のご協力のもと、6年間の歳月をかけて検討してきたこの事業を、課題が何一つ解決されないまま、描いてきた未来像を何も実現させることなく終わらせるわけにはいきません。また、「施設整備は必要」とする想いは、議会や町民の皆さまの声からも共通の認識であると考えます。

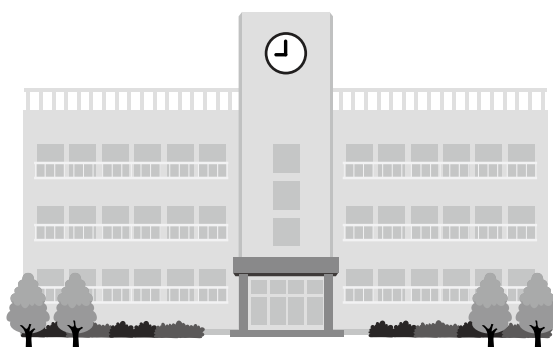
現計画の施設規模については、専門家の意見や関係機関などで協議いただき、基本計画に基づき設計されたもので、賛同いただいているサービスマインの実現のためには、必要最小限の規模であるとの考えに変わりはありません。一方で、施設規模の

見直しなどを求める声があることも事実です。

このため、行政としては現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆さまと議論を重ねていきたいと考えています。加えて、9月議会定例会以降、町内でもさまざまな動きが生まれ、さらには議会報告会が12月4日に行われたばかりの状況などを踏まえると、ここで結論付けるべきではないとの判断に至りました。

つきましては、今しばらくお時間をいただき、今後の対応方針については来年3月議会定例会で改めて報告させていただきます。

町民の皆さまには、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 文化的施設整備事業に係る今後の対応について

本事業については、12月の議会定例会において最終報告を行う予定とお知らせしていましたが、現時点で結論付けるべきではないとの判断に至りました。

そのため、今後の対応方針については、本年3月の議会定例会で改めて報告させていただきます。

※本年度中の工事着手については、できないものと判断しました。

本内容に関する12月議会定例会での行政報告の詳細は、13ページをご覧ください。

一連の経過はこちらをご覧ください▶  
(町公式ホームページ)



本年3月の議会定例会に向けて、今しばらくお時間をいただき、現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆さまと議論を重ねていきたいと考えています。

【お問い合わせ先】 企画課 文化的施設整備推進室 TEL: 22-3124

## 【訂正】

四万十町通信2023年12月号に掲載した「文化的施設整備事業 9月議会定例会での審議内容（12ページ）」において、文章中に誤りがありました。「議案 住民投票条例」の「解説 直接請求（条例の制定・改廃の場合）とは？」1行目では「地方自治法（第76条）」と記載していましたが、正しくは「地方自治法（第74条）」となります。訂正してお詫びいたします。

## 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

接種ご希望の方で、お手元に接種券がない方は、健康福祉課までお問い合わせください。



コールセンターでの予約受付は12/22をもって終了となりました。

1月以降のコロナワクチン接種の予約・お問い合わせは健康福祉課までお願いします。

予約先	接種医療機関	使用するワクチン	接種費用
初回接種(1,2回目)	大西病院	オミクロン株 X BB1.5対応 1価ワクチン (ファイザー社) ※ワクチンの供給状況などにより、変更となる場合があります。	無 料
生後6か月～1歳	町外医療機関 ※1歳未満のお子様については、町外の医療機関にて接種していただきます。 ご了承ください。		
1歳～11歳	健康福祉課(22-3115) 受付時間: 8:30～17:15 (昼休み12:00～13:00・土日祝日は休み)		
12歳以上 (追加接種)	個別接種(月～金曜日 ※土日祝日を除く) 石川ヘルスクリニック、 ファミリークリニック四万十、 大西病院、大正診療所、十和診療所		

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎22-3115

## 令和5年度 入札結果 (令和5年11月実施分)

工事名等	工事場所等	落札業者名	契約金額(円)	入札日	工期
令和5年度 防安心 第6-6-1号町道轟崎葛籠川線 道路改良工事	大正	(有)郷田組	6,666,000	11/21	11.28～2.29
令和5年度 防安心 第6-6-2号町道轟崎葛籠川線 道路改良工事	大正	(有)郷田組	6,875,000	11/21	11.28～2.29
令和5年度 5災 第120号一級水系普通河川 猪ノ又谷川 河川災害復旧工事	打井川	(有)西村建設	2,849,000	11/21	11.28～3.29
令和5年度 5災 第182号一級水系普通河川 井ノ谷川 河川災害復旧工事	藤ノ川	(有)武市建設	4,950,000	11/21	11.28～3.31
令和5年度 5災 第185号一級水系準用河川 畝畑川 河川災害復旧工事	本堂	(有)武市建設	7,480,000	11/21	11.28～3.31
令和5年度 5災 第181号一級水系普通河川 小屋ヶ谷川 河川災害復旧工事	若井	(有)トシマ建設	6,545,000	11/21	11.28～3.31
令和5年度 5災 第186号一級水系準用河川 市ノ又川 河川災害復旧工事	高野	(株)武石建設	17,270,000	11/21	11.28～3.31
令和5年度 松葉川地区定住住宅団地水道管敷設工事	米奥	(株)日化住宅機器	3,608,000	11/21	11.28～3.29
令和5年度 十財整 第2号昭和グラウンド駐車場舗装工事	昭和	(有)竹村綜合建設	5,940,000	11/21	11.28～3.22
令和5年度 防安心 第1-22-1号町道昭和町榊山線舗装工事	榊山町	大旺新洋(株)高知土木本店	4,895,000	11/21	11.28～2.29
令和5年度 委託 第2号町道吾川線大正橋調査測量委託業務	大正	(株)オオバ 四国営業所	8,998,000	11/21	11.28～3.25
令和5年度 十川小中学校校舎等性能調査委託業務	十和川口	(株)山本設計	3,509,000	11/21	11.28～2.29

※予定価格250万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。契約金額は、消費税及び地方消費税込みの金額。

四万十町通信—令和6年1月号